

美の田園復興事業の進め方

(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)



農村景観は、地域の皆さんのこれまでの生産活動や生活の営みの積み重ねによって育まれてきました。農村景観には、豊かな自然と農業、伝統的な農村文化といった農村独自の魅力が詰まっています。そして、生活の質を求める現代においては、多くの人々の農村景観に対する期待が高まっています。

景観配慮の四原則

除去・遮蔽 (しゃへい) 景観の質を低下させる要素を取り除くこと

修景・美化 景観阻害を軽減、美化要素の付加により景観レベルを上げること

保全 調和のとれた状態を保全し管理すること

創造 新たな要素を付加することで、新しい景観秩序を創り出すこと

除去 農道沿いの廃屋を除去



北海道美幌町

沿道に立地している、使われなくなった農業用倉庫や畜舎等の色彩（青色や赤色）が、樹木の緑に統一された景観を阻害して雑然とした印象になっている。右側の写真のように、使用されていない施設を除去することにより景観の質の低下を防ぐことができる。

遮蔽 集落内のコンクリート法面をマスキング（遮蔽する・隠す）



長野県塩尻市



長野県塩尻市

塩尻市では、伝統的な宿場の家並みが残る集落内において、コンクリート擁壁が集落景観の質を低下させないように、集落道を歩く人の視線が及ぶ範囲についてコンクリートの露出部分を木柵により遮蔽（マスキング）している。木柵は、集落の歴史的デザインコードを踏まえた形、色彩、素材のものを導入し、また基礎部分は自然石張りの土台とすることにより、「遮蔽」とともに「修景・美化」も同時に行っている。



写真：長野県小布施町における自動販売機の遮蔽例

このような景観は地域の貴重な資産として地域活性化に活かし、
次の世代に引き継いでいきたいものです。
そのために、身の回りの農村景観を保全したり、
見栄えを整えたりすることが大切になります。
美の田園復興事業は農村の景観配慮の一助となります。

修景・美化

集落排水処理施設、用水路における修景・美化



山形県飯豊町

飯豊町では、屋敷林を有する家屋が多いことから、集落排水処理施設の建設にあたり、このような地域性に鑑み、既存の緑地に隣接した場所を選定し、施設が単体で存在することによる景観への影響を軽減した。また、建築様式について、地域の伝統的な家屋のデザインコードを踏襲した設計を行い、地域景観要素の一つとして周辺景観に馴染むよう修景を行っている。



長野県穂高町

用水路の改修にあたり、神社の石積みに合わせて側壁に石積みを採用し、底盤部も栗石を敷くなど修景を行った。また、水路を渡る橋も石橋を用いて神社の石積みと調和した景観を形成している。

保全

棚田景観に配慮した道路改修



熊本県熊本市

熊本市では、棚田の道路改修に当たり、道路側壁部分について改修前の石積み工法を踏襲した施工を行った。建設当初は、コンクリートや石材が新しいため周辺景観から浮き立って見えるが、時間経過に伴うエイジングによって周辺の石積みと同様の色合いに落ち着き、将来的には地域景観の保全に寄与すると考えられる。

創造

公園における駐車場の整備



沖縄県名護市

農村における駐車場整備では、アスファルトによる全面舗装やカラー舗装などを用いた事例が多く見られるが、名護市では芝ブロックを施すことにより、周辺の緑地との融合が図られている。このように、農村における駐車場整備においても、農村の特性を活かした新しいデザインを創造していくことにより、農村景観との調和に配慮した整備を行うことが可能である。

美の田園復興事業のしくみ

美の田園復興事業（ハード事業）

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
美の田園復興事業（要件類別3）

整備対象

良好な農山漁村景観の保全・再生のための土地改良施設等の整備、改修または修景。

以下のような理由で既存事業の実施が困難な農地、土地改良施設等の改修等を行うことができます。

- ・現況改変に制約があり、生産基盤整備等との一体的な整備が困難
 - ・公共事業の規模要件を満たさない
 - ・整備済であって機能には全く問題がない
- 等

整備内容

美しい景観を形成するために、周囲の景観と調和させるための整備

<例>

- ・崩壊した護岸の一部を石積みで補修する
 - ・コンクリート擁壁の壁面を遮へいするために緑化パネルを施しツタ植物を繁茂させる
- 等

補助率：50%（沖縄2/3、奄美52%）

事業主体：市町村、土地改良区、農業協同組合等

細やかな整備を実施

美の田園復興 審査委員会

地区の整備
計画を諮問



LSAGが担当します

LSAG=ランドスケープ
アドバイザー会議

- 学識経験者等で構成
 - 計画・整備に対する助言・指導
 - 事業効果の検証・評価
- 等



実践的な
アドバイス

委員の謝金、旅費等の経費は
国が支弁（地元負担なし）

専門的な助言の提供

各地域が必要とする景観配慮整備を的確に実施することにより、
美しい景観の再生・保全を通じた地域の魅力の向上

美の田園復興事業で実施できる内容

■ 農地及び土地改良施設の整備

周囲の景観の形態、意匠に合わせた農地や土地改良施設の改修・修景等を行います。

- 美しい景観を形成する重要な要素となっている農地等の形態および意匠に配慮したほ場整備・修景
- 周囲の景観の形態および意匠と調和させた農業用排水施設・農道等の土地改良施設の改修・修景

■ 生活環境施設の整備

美しい景観の形成のために必要であり、農地、土地改良施設と一体的な農業集落排水施設、集落水辺環境等、農村の生活環境施設の改修・修景を行います。

■ 周辺整備

美しい景観を形成する上で必要となる、農地、土地改良施設及び生活環境施設の周辺施設の修景を行います。

美の田園復興事業の支援 (LSAG)

ランドスケープアドバイザー会議

LSAGの役割

- ① 景観配慮の広範的な意識啓発
- ② 各現場での景観配慮技術の直接的な普及・支援

LSAGによる景観に関する助言・指導体制

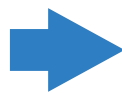
中央LSAG

中央委員会

- 委員長 藤本 信義
宇都宮大学 名誉教授
- 委員 勝野 武彦
日本大学大学院 生物資源科学研究科 教授
- 委員 山路 永司
東京大学大学院 新領域創成科学研究科 教授
- 委員 山本 徳司
農村工学研究所 景観整備研究室 室長

専門部会：景観整備の個別技術を検討

農業農村整備事業
全体から見た意見



地域の検討状況
について情報提供

地方LSAG

北海道、東北、関東、北陸、東海、
近畿、中国四国、九州、沖縄
(合計9ブロック)

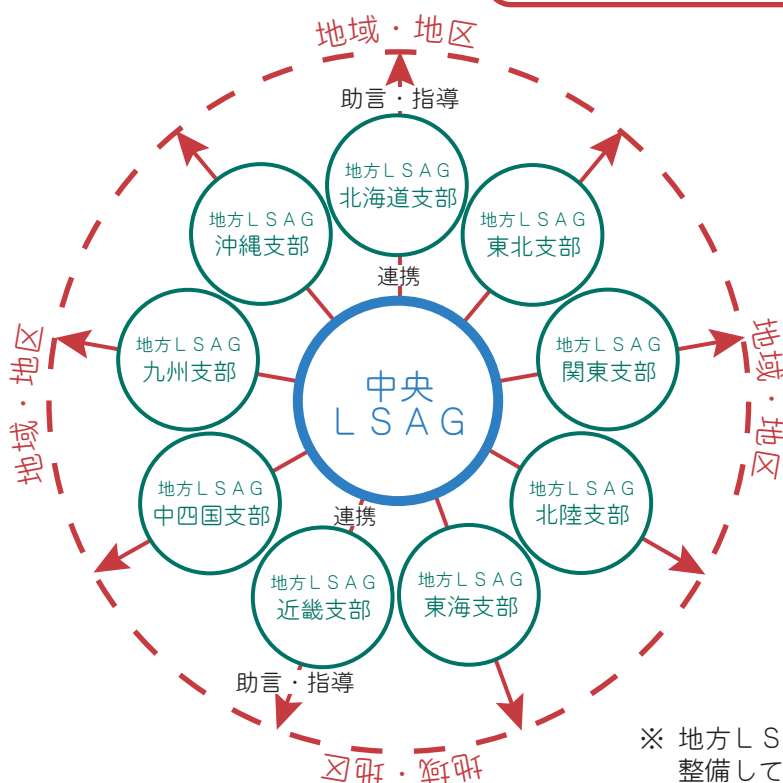
計画部会：景観に関する諸調査ならびに景観配
慮構想・計画についての検討、審議

技術部会：景観配慮にかかる施工段階での検討、
審議

- ・助言・指導体制の支援
- ・農業農村整備事業全体
からみた助言・指導

- ・地域の視点からの
助言・指導

地域・地区



中央LSAGの支援のもと、地方LSAGが地域・地区への助言・指導を行います。

中央LSAGは、農業農村整備事業全体からみた視点からマニュアルなどを作成します。

地方LSAGは、マニュアルをもとに地域・地区への助言・指導を行います。

美の田園復興事業では、中央LSAGと地方LSAGとの連携により、助言・指導を行います。

※ 地方LSAGについては、事業やその他の活動と連携を図りつつ整備しているところです。

美の田園復興事業の活用イメージ

■ 農業生産基盤関連 (イメージ)



保全

中世の荘園の区画形状を残しながらほ場整備を行う



修景・美化

ほ場の法面にグランドカバープランツを植栽する



修景・美化

ほ場整備に併せて法面を石積みに改修する



保全

伝統的技術を活かして、棚田の石積みを改修



創造

農業用用水路の上に花壇を設置し植栽を行う
(本事業の対象は花壇の設置のみ)



修景・美化

農業用水路やため池を石積み水路に改修するとともに転落防護柵を設置する

■ 農村生活環境基盤関連 (イメージ)



遮蔽

集落道からみえる民家を植栽(生垣)により隠す



修景・美化

排水路の護岸を空石積みに改修する



創造

遊歩道を整備する際に、ウッドチップ舗装とする遊歩道の舗装の石灰岩舗装とする

■ 周辺整備関連 (イメージ)



遮蔽

橋の構造体を自然系素材の目隠しで覆った



修景・美化

現地産出天然石による土留工を行う



除去

電線・電話線等の公共施設を地下に埋設する

美の田園復興事業の取り組み事例 (福岡県 柳川市)

地区概要

当該地区は平坦な低平地であり、古くから導水、貯水、遊水の機能を併せ持つクリーク（掘割）が発達し、特有の景観を有している。

本地区では、クリークが、地区や集落の歴史を偲ばせ、シンボリックな存在となっている神社に面している。しかしながら、近年、法面の浸食等により通水断面や貯水機能が低下し、農業生産に悪影響を与えとともに、景観の悪化を招いている状況であった。

このため、美の田園復興事業により、神社と調和したクリークの護岸整備を実施することにより、クリーク本来の機能の向上とともに、農村景観の向上を図り、地域住民の集いの場としての活用を目指す。



地区審査委員会

■ 地区審査の流れ（L S A G委員による助言・指導）

現地踏査

現地にて直接地域の景観特性や、施設周辺の景観特性を把握する



審査委員会

現地踏査結果を踏まえ専門的な観点から助言・指導を行う



■ 地区審査準備資料

事前準備資料

- 地区調書
- 景観配慮計画（案）
- 景観配慮設計（案）
- 地域景観特性図
- 周辺景観特性図



地域景観特性図



施設周辺の景観特性図

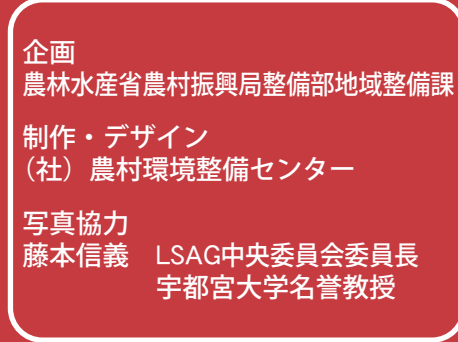
メモ

「地域景観特性図」と「施設周辺の景観特性図」はL S A G委員の指導のもと事務局が作成しました。地域や整備対象周辺の景観的な特性を取りまとめ、地域景観と整備対象との調和を図り、整備の価値を高めるための資料として活用します。

主な指導助言内容

本地区の性格付けとしては、地域住民の心の拠り所である神社や公民館等を有し、「コミュニティーゾーン」として位置付けられ、事業の実施にあたっては、留意事項として、主に以下の3点が上げられた。

- ①クリークの維持管理のためにも、将来の地域像や地域管理を目指した地域住民の合意形成が必要である。
- ②植栽・植生について、護岸の植栽と併せて、ディスプレイに対しての植栽によるマスキングも検討すべき。
- ③護岸部分については、自然素材を利用することがベストだが、部分的にブロック積みを用いることも可能であり、この場合、エッジ部分については土羽とすることが望ましい。



企画
農林水産省農村振興局整備部地域整備課
制作・デザイン
(社) 農村環境整備センター
写真協力
藤本信義 LSAG中央委員会委員長
宇都宮大学名誉教授

【お問い合わせ先】 美の田園復興事業に関するご質問、ご意見は最寄りの農政局等にお問い合わせください。

農林水産省
農村振興局 整備部 地域整備課 田園環境整備班

〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1
TEL: 03-3502-8111 (内線: 5639) FAX: 03-3592-1482

東北農政局 整備部 地域整備課 農村総合整備係
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1
TEL: 022-263-1111 (内線: 4172) FAX: 022-216-4287

関東農政局 整備部 地域整備課 農村総合整備係
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、
東京都、神奈川県、長野県、山梨県、静岡県

〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 合同庁舎2号館
TEL: 048-600-0600 (内線: 3574) FAX: 048-600-0624

北陸農政局 整備部 地域整備課 農村総合整備係
新潟県、富山県、石川県、福井県

〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-6 O
TEL: 076-263-2161 (内線: 3574) FAX: 076-234-8051

東海農政局 整備部 地域整備課 農村総合整備係
愛知県、岐阜県、三重県

〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2
TEL: 052-201-7271 (内線: 2666) FAX: 052-219-2667

近畿農政局 整備部 地域整備課 集落排水係
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町
TEL: 075-451-9161 (内線: 2554) FAX: 075-417-2090

中国四国農政局 整備部 地域整備課 中山間整備第2係
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、
香川県、徳島県、愛媛県、高知県

〒700-8532 岡山県岡山市下石井1-4-1
TEL: 086-224-4511 (内線: 2676) FAX: 086-234-7445

九州農政局 整備部 地域整備課 農村総合整備係
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

〒860-8527 熊本県熊本市二の丸1-2
TEL: 096-353-3561 (内線: 4675) FAX: 096-352-7949

沖縄総合事務局 農林水産部 土地改良課 農村整備係
沖縄県

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL: 098-866-0031 (内線: 83348) FAX: 098-860-1194

北海道 農政部 農村整備課
北海道

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
TEL: 011-231-4111 (内線: 27-618) FAX: 011-232-4128